

## 審議会議事録公開の対応について（案）

## 1. 背景

薬事・食品衛生審議会の議事録の公開については、「薬事・食品衛生審議会の公開について（平成13年1月23日総会において決議、平成15年1月23日総会において一部改正決議、薬事・食品衛生審議会）」に基づき、非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して2年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する、とされているところ。

これまで、「審議参加と寄附金等に関する基準策定ワーキンググループ」において議論してきた結果、2. の対応（案）をとることが適当であるとされ、今般、薬事分科会へ上程することとなったもの。

## 2. 議事録公開の対応（案）

薬事分科会及び各部会等の議事録については、公開と同時に発言者氏名も記載することとしてはどうか。

（参考）現在の取扱い抜粋

薬事・食品衛生審議会の公開について（平成13年1月23日総会において決議、平成15年1月23日総会において一部改正決議、薬事・食品衛生審議会）より抜粋

## 3. 議事録等の公開について

- (1) 総会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある部分を除き、公開する。
- (2) 薬事分科会、食品衛生分科会及び各部会においても（1）と同様とする。できるだけ鍵のかかるロッカー等に保管するか、又は他人の目に触れない場所に保管すること。
- (3) 非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して2年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。ただし、副作用・感染等被害判定第一部会及び副作用・感染等被害判定第二部会の議事録の公開に際しては、当初より発言者氏名を含む議事録を公開する。

## 3. その他（今後の手続き）

本公開の取扱いについては、薬事・食品衛生審議会総会における決議事項であることから、本薬事分科会でご了解をいただいた後、総会に諮る必要がある。